

第5回運営小委員会 議事要旨

日 時：平成20年5月21日（木）18時00分～19時30分

場 所：（社）日本監査役協会 本部A会議室

議 事：1. 論点の整理
2. その他

議事内容

1. 論点の整理について

各委員より、標題に関する意見について説明があった。主な要点は以下のとおり。

金融庁総務企画局市場課市場機能強化法令準備室専門官渡邊陽子氏（資料1-2について代読）

（内容については省略）

友永委員

(1) 監査役（会）機能の実効性に関する論点

- ・ グローバル化する資本市場において我が国企業の信任を確保するため、企業は資本市場から何を求められているのかという観点から議論する必要がある。
- ・ 弥永教授からの報告にあった EC 会社法第8号指令に挙げられた監査委員会の機能（(a) 財務報告プロセスを監視すること、(b) その会社の内部統制の有効性、適用がある場合には内部監査、及びリスク管理システムを監視すること、(c) 年次及び連結財務諸表の法定監査を監視すること、(d) 法定監査人及び監査事務所の独立性、及び特に被監査会社への監査業務以外の業務提供をレビューし、監視すること）については、我が国の監査役会にも同様の機能が求められていると考えている。

(2) 社外役員による経営監督機能の強化に関する論点

- ・ 現在の社外取締役・社外監査役においては、実質的な独立性が確保されているとはいえず、社外要件について再度検討する必要があるのではないかとの指摘に賛成する。
- ・ 外観だけではなく、実質的にも独立性が確保されるよう、社外要件のあり方についての更なる検討が重要な論点になる。
- ・ 社外役員の役割・機能に関する検討・整理も重要である。

(3) 株主と経営執行の利害調整にかかわる諸問題に関する論点

- ・ 買収防衛策、大規模第三者割当増資、親子会社上場の問題など、株主と経営執行の利害が衝突する局面での監査役の役割について検討することに賛成する。
- ・ 検討にあたっては、監査役の能力、補助するスタッフの充実などについても検討すべ

きである。

- ・ 経営者と会計監査人の意見が一致しない場合に、監査役が相応の役割を果たすことが期待されており、この点について検討してはどうか。

(4) 会社法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく監査との諸調整の論点

- ・ 投資家・株主の受け取る情報の有用性、作成コスト削減などの観点から、会社法と金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度の一元化について検討する必要がある。
- ・ 会社法に基づく監査報告書と金融商品取引法に基づく監査報告書という異なる報告書を異なる時点で作成することの負担に比べて、監査報告書の利用者にとって有用性が増しているとはいえない。財務諸表監査により、計算書類に関する監査がなされたものとみなすという方法も実現可能性があるのではないか。
- ・ 金融商品取引法に基づく内部統制報告書及び内部統制監査報告書について、何らかの会社法上の位置付けを行うことで、株主総会での報告事項とすることについては、検討に値すると考えている。

(5) 公認会計士の選任、報酬決定権（提案権）、いわゆる「ねじれ」問題の論点

- ・ 投資家・株主にとって十分な監査が行われているかどうかを評価する立場にある、業務執行者から独立した者が、会計監査人の選任議案の提案と監査報酬の決定について権限と責任を有するべきである。

(6) 企業集団に関する親会社のガバナンス（責任と権限）の構築に関する論点

- ・ 企業集団内において会社法上、業務執行権限や監督権限は個別会社単位となっているが、内部統制報告制度において連結グループ全体としての内部統制システムの構築・運用が前提となっているなど、連結財務諸表を中心とするディスクロージャー制度との整合性について検討すべきである。
- ・ 子会社の監査役の機能・役割を親会社の視点で考えるのか、少数株主も含めた株主の視点で考えるのかといった親会社の指揮命令権に関する問題点もある。

高橋委員

(1) 監査役として可能な妥当性判断の具体的射程と根拠

- ・ この点は、すべての個別論点に関わってくる点であり、議論の出発点としてはどうか。
- ・ 監査役の権限として、適法性監査に限定すべきか妥当性監査に及ぶかという論点については、監査役が株主と経営者の間の調整機関としての具体的な役割を果たす議論を行うためには、妥当性についても判断する局面があり得ることから、今後議論を進める上での大前提はクリアーしていると考えてよいのではないか。
- ・ 監査役が妥当性について判断する上で、岩原教授が挙げた「①政策的要素が低いこと」、「②経営者からの独立性の高い判断が求められるようなこと」に該当する具体的な事

項とそれ以外に考慮すべき要件があるかどうかについて、検討する意味はあるのではないか。

(2) 現行法規定との関係

- ・ 会社法の施行により、監査役の権限は行き着くところまで行った、ということもできるが、実態として適切に権限が発揮されていない原因はどこにあるのか、改めて検証する必要がある。
- ・ 取締役の選任権・解任権を監査役に付与することが問題の解決につながるのか否かについても一つの論点になりうる。

(3) 会計監査人との関係

- ・ 委員会設置会社の監査委員は、取締役会のメンバーとして内部統制部門等に対して指揮・命令権を有していることや、会社の財務状況全体について把握していることから、会計監査人の報酬決定を行いやすいとの主張もある。一方、実態に照らしてみると、監査役と監査委員にそれほどの有意差がないとも考えられ、こうした主張が妥当なのか、議論の余地があるのではないか。
- ・ むしろ、会計監査を受ける立場にある会社執行部門が、会計監査人の報酬や選任を実質的に決定していることの外形的な問題についても、本質的な問題として検討する必要がある、会計監査人自身の意見・主張等も整理した上で議論を進めてはどうか。

(4) 社外監査役の独立要件と運用

- ・ 信頼たりうる独立要件の精査が重要な検討項目である。現在の日本では「社外」という言葉を用いるが、欧米で用いられる“independence”に合致する要件としてどのような要件が考えられるのか、検討する必要がある。
- ・ 社外監査役の独立要件の厳格化の問題と、その要件を満たす社外監査役の監査役会での位置付けについても検討してはどうか。

(5) 株主代表訴訟関連

- ・ 現行の不提訴理由書制度は、実態としては機能していない。
- ・ 「提訴請求者に不提訴の理由を開示することで、株主代表訴訟の濫用的行使を防ぐ」という立法趣旨を後押しするような更なる法令化についても、検討の余地がある。

(6) 監査役の責任法制

- ・ 権限と責任は表裏一体であり、監査役の責任法制についても、議論は避けて通れないといえる。

大川委員

(1) 監査役監査基準のあり方・扱い方について

- ・ 監査役が職責を果たすためには、制度として監査役を追い詰めるような仕組みが必要ではないか。
- ・ 東京証券取引所が上場企業に対し、監査役監査基準の制定を促し、制定しない場合に

は、その理由を説明させることによって監査役監査基準に規範力を持たせてはどうか。

(2) 監査役制度が国際的に納得性を得られるものとするための方策について

- ・ 社外監査役の資格について、各国の事例を踏まえ独立性（社外の実質要件）を一段と加味したものとしてはどうか。
- ・ 常勤者を法定している現在の制度を改定する必要はないと考えている。
- ・ 仮に企業が複数の常勤者を置くこととした場合には、1名は社外（独立）監査役とすることを取引所規則で規定してはどうか。
- ・ 監査の実効性確保の観点から、監査役会を中心とした監査体制にできるだけ移行することが望ましく、その場合、監査役会の議長が要となる。そこで、監査役会議長の資格、役割、義務、権限を明確にしてはどうか。例えば、独立性を加味した社外監査役を議長とするなどの資格要件を取引所の要請事項としてはどうか。
- ・ 会社と株主の利害が衝突する場面において監査役会が相応の役割を果たすべく、法令や取引所規則において手当することを検討してはどうか。
- ・ 株主代表訴訟において、監査役会意見を裁判所に提出して裁判所の訴訟継続の可否の決定要素とさせることを再度検討、提言してはどうか。
- ・ 買収防衛策について検討する第三者委員会として、社外取締役・社外監査役及び監査役会が指名する者によって構成される委員会が意見を表明することを取引所規則で規定してはどうか。
- ・ 大規模第三者割当増資や親子上場会社取引について、監査役会が意見を表明することを取引所規則で規定してはどうか。
- ・ 四半期開示において監査役も意見表明を行うことや、監査基準の有無などを監査報告に明記することなど、監査役の監査活動や意見の適切な開示を具体的に行わせるような方策を義務付けてはどうか。

細野委員

(1) 会社法と金商法の調整について

- ・ 会社法と金商法の調整については、議論のポイントが多岐にわたることから、実務上、議論のある点や、実務の負担が軽減されるようなポイントについて議論していくことができればよいのではないか。

(2) 「インセンティブのねじれ問題」について

- ・ 会計監査人と日常的に接点を持っているのは、執行側に属する経理部等であり、会計監査人のパフォーマンスについて最も把握しているのは執行側であると考えられることから、現状の実務に照らせば、会計監査人の報酬については、執行側で決定すべきではないか。
- ・ 現状、監査役は「同意権」を有しており、監査役が同意しなければ会計監査人の報酬は決定できないのであり、現状の同意権によって、監査役のチェック機能は果たすこ

とができるのではないか。

(3) 株主代表訴訟の取り扱いについて

- ・ 会社法制定時に、訴訟委員会の導入を巡る議論がなされ、その結果として不提訴理由書制度に落ち着いたところでもあり、限られた時間の中で、蒸し返すような形で議論することについては疑問がある。

(4) 企業集団における親会社のガバナンスについて

- ・ 親会社と子会社はそれぞれ別の法人格を有しており、別個の存在である。
- ・ 親会社が子会社の経営に責任を持つことや、指揮命令権を持つことで、法人格としての独立性に影響を及ぼすのではないか。
- ・ 親会社の子会社に対する責任については、「株主有限責任」の領域に留まるべきである。

(5) 買収防衛策、大規模第三者割当増資、親子会社上場について

- ・ 各施策を企業が採る際には、取締役会等、社内で様々な検討がなされ、監査役から妥当性も含めた意見が出されることも考えられる。こうしたプロセスを経た上で実施される事項について、後から監査役が別の意見を表明することは、岩原教授の指摘する「政策決定の二元化」につながるのではないか。

神林委員

(1) 会社法と金商法の調整について

- ・ 公認会計士としての経験に照らしてみると、会社法（商法）に基づく監査にせよ、金商法（証取法）に基づく監査にせよ、「何を見るべきか」という視点が変わるところはなかった。
- ・ 社会的なコストの削減という観点からも、会社法と金商法とで重複する点については、是正が図られるべきである。

(2) 「インセンティブのねじれ問題」について

- ・ 監査の現場でねじれ問題を実感するのは、監査上の問題に遭遇し、その問題点を経営者に伝える場面である。
- ・ 報酬の決定権を握られるという制約がある中、精神的な独立性を保って問題を指摘することが難しい局面もある。監査意見を自らの責任において述べる立場の者が、報酬という枠で縛られることは苦痛であるともいえる。
- ・ 監査役が「決定権」を持つか、「同意権」に留まるかは現場の感覚では大きく異なる。
- ・ 会計監査人の報酬及び選任の決定権を監査役に付与することは、執行側の権限に大きく踏み込むものではなく、監査役制度を確たるものとする上でも推進すべきである。同時に、会計監査人にとっても、本来の機能、職責を果たすことができる環境になるといえる。

(3) 企業集団における親会社のガバナンスについて

- ・ 子会社上場については、子会社を上場することにどのような意義があるのか、という疑問を持っている。子会社上場の意義について、十分な議論が尽くされていないようにも感じる。連結決算という枠組みの中では、子会社が上場したとしても、親会社が経営責任を問われることに変わりはないのではないか。

2. 今後の進め方について

関会長より、標題について意見が出された。

- ・ まず第三者割当増資から取り組むことで異存はない。
- ・ 「会社法と金融商品取引法の問題」については、難解な議論になることのないよう留意する必要がある。
- ・ 「内部統制の整備をどのように進めていくか」という経営者の考え方や、監査人がそれをどう監査し、どう考えるかという点について、株主総会の場で適切に議論することが必要であり、この点については各委員に異論はないと認識している。来年度の株主総会からでも実現できるような方向で検討していただきたい。
- ・ 会計監査人の報酬及び選任については、監査役に決定権を付与することで金融審議会等での議論の決着は着いているものと理解している。決定権を付与する上での問題点の解決に絞って議論を進めてはどうか。
- ・ 細野委員の指摘は、経営者の感情としてはよく理解できる。一方で、なぜ本懇談会の俎上に上がっているような問題が提起されるのか、問題の背景に対する厳しい認識をどう考えるのか、ということに対する合理的な反証を挙げて議論することが必要である。

以上